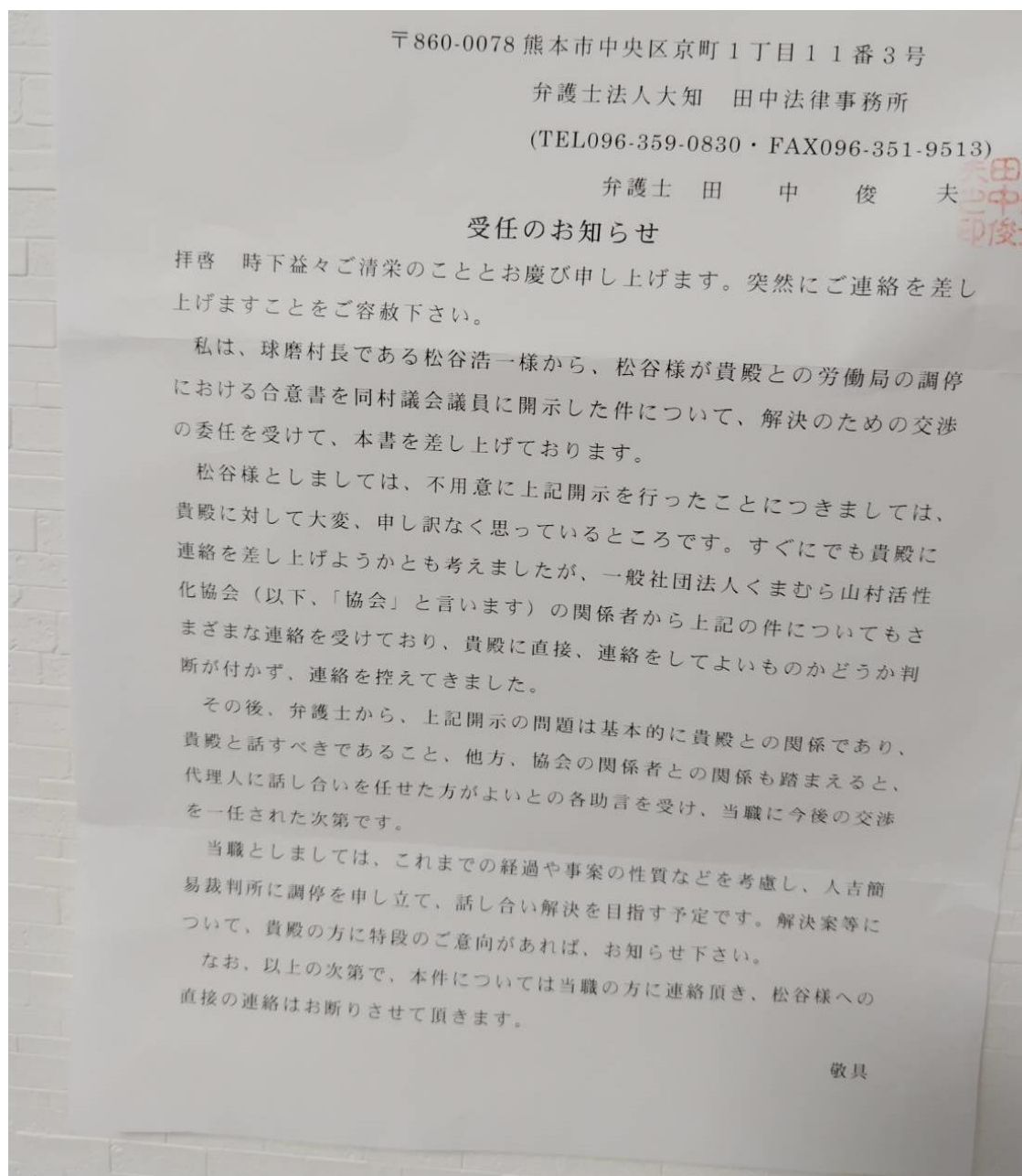


資料 28 代理人弁護士事務所から法人と元従業員に届いた書簡

7月15日の日付で、村長によって労働局パワハラ調停の合意書を開示された当事者あてに弁護士事務所から発信された書簡。7月18日に元従業員から法人の役員全員と議会に報告と相談があり公開に至った。

①元従業員に届いた書簡



②法人あてに届いた書簡

〒869-6401

2025年7月15日

球磨郡球磨村大字一勝地甲370番地2

一般社団法人くまむら山村活性化協会

代表清算人 富永知敬 様

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目11番3号

弁護士法人大知 田中法律事務所

(TEL096-359-0830・FAX096-351-9513)

弁護士 田 中 俊 夫

大知
田中
俊夫
印

ご連絡

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、球磨村長である松谷浩一様から、同人が村議会の意見交換会において、熊本労働局における調停の合意書を回覧・閲覧させたことについて、調停の相手方との解決について全面的な交渉の委任を受けました。

私は、上記委任に基づき、相手の方との問題解決に向けて対応する予定です。

貴協会から、上記の件で松谷氏宛に質問がなされておりますが、今後は私の方で相手方と直接、折衝させていただきますので、松谷様へのご連絡は固くお断りさせていただきます。

敬具